

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年9月30日（平成27年（行情）諮問第594号）

答申日：平成28年5月11日（平成28年度（行情）答申第35号）

事件名：「紙媒体による管理は必要ないとの判断」に当たって根拠とした規則等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

『紙媒体による管理は必要ないとの判断』に当たって根拠とした規則等に該当するもの全て*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成27年6月5日付け防官文第9146号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

紙媒体による管理は必要ないとの判断に至るには、何らかの根拠とすべき規則が存在したものと思料するので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、『紙媒体による管理は必要ないとの判断』に当たって根拠とした規則等に該当するもの全て*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。の開示を求めるものであるが、処分庁においては別件開示請求に対して行った全部開示決定処分（以下「別件処分」という。）について、これを不服とする異議申立てがなされており、当該異議申立てについて審査会に諮問（平成27年（行情）諮問第194号）した際の理由説明書（以下「別件理由説明書」という。）に「紙媒体による管理は必要ないとの判断から紙媒体は保有していない」との記載があり、本件開示請求は当該理由説明書の記載を引用した開示請求であると判断し、これに該当する行政文書を探索したものの、その保有を確認できなかったことから、平成27年6月5日付け防官文第9146号により文書不存在による原処分

を行った。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「紙媒体による管理は必要ないとの判断に至るためには、何らかの根拠とすべき規則が存在したものと思考するので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。」として原処分取消しを求めますが、作成または取得した行政文書をいかなる媒体で管理するかは、じ後利用する際の利便性や管理に当たっての簡易性等を考慮し、個々に判断されるものであり、何らかの規則に基づき統一的に判断されるものではなく、「紙媒体による管理は必要ない」若しくは「紙媒体による管理は必要」とすることを定めた規則等はない。

よって、異議申立人の主張は当たらず、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成27年9月30日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成28年4月15日 | 審議 |
| ④ 同年5月9日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別件理由説明書に記載されている「紙媒体による管理は必要ないとの判断」に当たって根拠とした規則等である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件行政文書開示請求書には別件理由説明書が添付されており、同文書には別件処分の対象となった文書について「紙媒体による管理は必要ないとの判断から紙媒体は保有していない」旨の記載がされていることから、本件開示請求は「紙媒体による管理は必要ないとの判断」に当たって根拠とした規則等を求めるものである。

イ 別件処分の対象となった文書は統合幕僚監部が作成し保有する文書であり、統合幕僚監部における行政文書の管理については、防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号。以下「訓令」という。）及び同訓令に基づく、防衛省行政文書管理細則（通達）（官文第4026号。23.4.1）（以下「通達」という。）によるものであ

るが、紙媒体による管理の必要性の有無について定めた規定はない。
ウ 作成又は取得した行政文書を、いかなる媒体で管理するかは、じ後
利用する際の利便性や管理に当たっての簡易性等を考慮し、個々に判
断されている。

(2) 諮問庁から訓令及び通達の提示を受けて確認したところ、その内容は
諮問庁の上記(1)イのとおりであり、本件対象文書が存在しない旨の
諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象
文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省におい
て本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不
開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有してい
るとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久